

## 協議第53号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

### 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

各種団体への補助金、交付金等については、その目的、活動実績、効果、これまでの経緯や実情に配慮し、財政状況等を勘案しながら、公共的必要性・有効性・公平性の観点に立ち、その内容を検討したうえで、新市において新市全体の均衡を図れるようできる限り速やかに調整する。

#### 1 団体に対する補助金等

- (1) 同一又は同種の団体に対する補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一できるよう調整するものとする。
- (2) 四市町村において同一の団体があり、一部の市町村のみが交付を行っている補助金等については、廃止を含めて新市において調整するものとする。
- (3) 各市町村独自の団体への補助金等については、従来の実績等を尊重しつつ、廃止も含めて新市域全体の均衡を保つよう調整する。

#### 2 事業等に対する補助金等

- (1) 同一又は同種の補助金等については、原則として制度の統一に向けて調整する。
- (2) 各市町村が独自に実施している事業等に対する補助金等については、従来の実績等を尊重しつつ、廃止も含めて新市域全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 他の補助制度等に整理統合できる補助金等については、廃止するものとする。

#### 3 補助金・交付金等については、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時見直しを行うものとする。

平成16年 9月 2日 確認